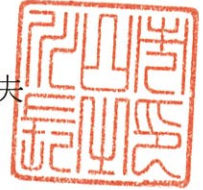


川子総発第35号
令和4年12月13日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年10月31日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（子ども総務課）

子ども総務課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、補助金等において、交付手続きが当該補助金交付要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和4年9月分から、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に係る日額報酬を条例に則り支出するよう事務を改めました。

また、川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金について、令和4年11月に当該補助金交付要綱の一部改正を行い、適正に事務を執行しております。

